

※掲載内容は令和2年3月時点のものです。
現在の支援内容については各機関にお問い合わせください。

山口県や県内の市町では、三世代同居・近居を希望する方に対して支援を行っています。

また、住宅の新築やリフォームなどに対して国等が行っている支援の一部に、三世代同居・近居のための住宅に対する優遇措置があります。

これらは、組合せて活用できます。

三世代同居・近居に対する支援		同居	近居	参照	
山口県が行っている支援	やまぐち三世代同居・近居パスポート	●	●	P41	
	ふるさと子育て住まいる補助金	●	●	P43	
山口県内の市町が行っている支援	萩市	住まいの資金助成事業	●	●	P45
	防府市	三世代同居定住促進事業補助金	●		P46
	長門市	三世代同居住宅支援事業補助金	●		P47
	美祢市	三世代同居等促進事業補助金	●	●	P48
	田布施町	住宅取得支援事業	●	●	P49
	平生町	若者定住促進住宅事業	●	● ^{注1}	P51
国等による支援	補助	地域型住宅グリーン化事業（木造住宅限定）	● ^{注2}		P52
		長期優良住宅化リフォーム推進事業	● ^{注2}		P53
	その他	所得税特例措置（同居対応住宅リフォーム）	● ^{注2}		P55
		URの「近居割」制度（近居促進制度）		●	P57
		リフォームに係る支援			P58

注 1: 隣居のみが対象で近居は対象になりません。

注 2: 同居対応工事に対する支援ですが、同居が要件ではありません。

※三世代同居・近居に対する支援の概要は、令和2年3月現在のものです。

※補助金の受付は、予算の状況に応じて年度ごとに行われます。また、支援の内容が変更になることもあります。

※各支援の利用をご検討の際は、予め各問合せ先やウェブページ等で最新の情報をご確認ください。

山口県が行っている支援

やまぐち三世代同居・近居パスポート

山口県では、「世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくり」として、子育て世帯等の経済的負担を軽減するため、三世代同居・近居を希望する方を官民連携して支援する「やまぐち三世代同居・近居パスポート」を発行しています。

申込要件や申込書、サービス内容等はこちら

山口県住宅課HP

山口県 三世代 パスポート

検索



《やまぐち三世代同居・近居パスポートの特典》

1. 協賛企業にパスポートを提示することにより、協賛企業から割引などの様々なサービスを受けることができます。
※協賛企業のサービス内容については、協賛企業とそのサービス内容を御確認ください。
2. 三世代同居・近居を希望する方への支援を官民連携して推進するために設立された「やまぐち三世代同居・近居推進協議会」の会員名簿を提供します。
※会員であるハウスメーカーや工務店、不動産業者などは、国や県・市町の各種支援策を活用しつつ、自らが持つノウハウを生かして、相談対応等をしますので、御相談ください。
3. 協賛企業のサービス内容の追加情報や三世代同居・近居に関するイベント情報などを配信します（希望される方のみ）。

◆申込者の要件

●山口県内で新たに三世代での同居又は近居を希望される方

※既に、三世代での同居又は近居をしている場合は対象外です。

※「三世代」とは、親子及び子の祖父母をいいます。

・「子」のうちひとりとは小学校修了前であること。妊娠中である場合も含まれます。

・「祖父母」は祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含まれます。

※「近居」とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が同一小学校区内又はその間の直線距離が2km以内にあることをいいます。

《申込みに当たっての留意点》

○パスポートの交付は無料です。

○パスポートの有効期限は発行日から1年間です。

※有効期限内に三世代同居・近居に至らなかった場合は、再発行も可能です。

○パスポートは申込者ご本人のみが使用できます。また、他人への貸与や譲渡はできません。

◆申込方法

「やまぐち三世代同居・近居パスポート交付申請書」に必要事項を記載の上、持参、郵送、メール又はFAXにより山口県土木建築部住宅課住宅企画班まで提出してください。

《申請先（お問合せ先）》

山口県 土木建築部 住宅課 住宅企画班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

E-mail : a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

電話 : 083-933-3874

FAX : 083-933-3899

◆協賛企業とそのサービス内容

《協賛企業》

巻末の「別紙」のとおり

《サービス内容》

不動産

仲介手数料の割引

三世代同居・近居のための不動産取引に係る仲介手数料を 10%割引
※不動産仲介手数料：賃貸の場合は家賃 1 ヶ月分、
売買の場合は売買金額の 3～6%

新築・リフォーム

請負金額の割引等

三世代同居・近居のための住宅の新築やリフォーム工事費等の割引

引越し

引越代の割引

三世代同居・近居を始めるに際しての引越代の割引

金融

ローン金利優遇

三世代同居・近居のために行った住宅の新築やリフォーム等に係る
ローン金利の優遇

家具

代金の割引等

三世代同居・近居のための家具販売代金の割引等

家電

代金の割引等

三世代同居・近居のための家電販売代金の割引、ポイントUP等

自動車

純正用品進呈

三世代同居・近居のための新車購入時に純正用品をプレゼント

- 協賛企業からサービスを受ける際には、必ず御利用前に協賛企業の窓口等に「やまぐち三世代同居・近居パスポート」を提示して確認を受けてください。
- 予約が必要な協賛企業については、予約の際に「やまぐち三世代同居・近居パスポートを持っている」とお伝えください。
- 原則として他の割引制度との重複使用はできません。
- 協賛企業等やサービス内容は予告なく、変更する場合があります。最新の情報をご確認ください。



▲▲▲▲協賛企業はこの「ステッカー」が目印です！

ふるさと子育て住まいる補助金

山口県では、「世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくり」として、新たに三世代での同居や近居を始めるために住宅の新築、購入、増改築又は改修を行う方に対して、平成28年度より助成を行っています。令和元年度からは「ふるさと子育て住まいる補助金」に助成制度をリニューアルしました。

※補助金の受付は、予算の状況に応じて、年度毎に行います。
※令和2年度より「ふるさとやまぐち三世代同居・近居住宅支援補助金」に名称変更予定。

補助金の交付要件や申請様式など具体的な内容はこちらはこちら
山口県住宅課HP

やまぐち 三世代 補助金

検索

◆補助金の内容

1 補助対象者

●山口県内で新たに三世代同居・近居を始める親子の親又は祖父母

※「三世代」とは、親子及び子の祖父母をいいます。

- ・「親子」は、山口県外に居住している親子を対象とします。
- ・「子」のうちの1人が交付を受けようとする年度の初日において満6歳未満であること。
妊娠中である場合も含まれます。
- ・「祖父母」は祖父又は祖母のいずれか一方の場合も含まれます。

※「同居」とは、親子と子の祖父母とが同一の住宅又は同一の若しくは相互に隣接する敷地内にある二棟以上の住宅に居住することをいいます。

※「近居」とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が山口県内の同一小学校区内又は隣接する2つの小学校区内にあることをいいます。

●補助金の交付を受けようとする年度の初日以降に契約を締結し、当該年度の末日までに三世代同居・近居を開始

2 補助対象工事等

●次のいずれかの工事等に該当すること

- ①三世代同居を始めるために行う、現住居の増改築又は改修
- ②三世代同居・近居のために行う、新築又は住宅の購入（中古住宅を含む）
- ③三世代同居・近居のために行う、住宅の建替え

※「増改築」とは、既存の住宅の床面積を増やす工事又は間取りを変更する工事をいいます。

※「改修」とは、既存の住宅のエネルギー使用の合理化、バリアフリー化若しくは防犯性能の向上に資する工事又は台所、浴室、洗面所若しくは便所の設備の修繕、取替え等に関する工事をいいます。

※「中古住宅」とは、人の居住の用に供したことがある住宅又は建設工事の完了日から起算して一年を経過した住宅をいいます。

※「建替え」とは、新たに住宅を建設する敷地に存する既存の住宅を除却し、新築する工事を行うことをいいます。

●工事等に要した金額が300万円以上であること

※次に掲げる額の部分は除きます。

- ・消費税及び地方消費税 ・併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- ・国や県が行う、他の補助金等を活用した工事の部分に係る経費

●住宅の所有者及び補助対象となる新築等の契約者は、三世代同居・近居を行う親子の親又は祖父母であること

●住宅の床面積は75平方メートル以上であること

●補助対象となる工事（新築、建替え、増改築、改修）は、県内に本店又は支店を有する事業者が施工するものであること

●補助対象となる住宅が耐震性を有する住宅*であること

※昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工された住宅

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、倒壊の危険性がないと判断されたもの

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、補助金の交付申請時に耐震改修工事が実施済であるもの
又は補助金の実績報告時までに耐震改修が実施済となるもの

●補助対象となる住宅が土砂災害に対する安全性を有する住宅*であること

※土砂災害特別警戒区域外に存する住宅

※土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの

※土砂災害特別警戒区域内に存する住宅で、補助金の交付申請時に土砂災害対策改修が実施済であるもの
又は補助金の実績報告時までに土砂災害対策改修が実施済となるもの

3 補助額

区分	[同居のため]	[同居・近居のため]			
	増改築・改修	中古住宅の購入	新築		購入
			既存住宅の除却		
			有（建替え）	無	
補助額	100万円		50万円		

◆申請等の手続きについて ※手続きは事業年度により変わる場合があります。

1 申請方法

住宅の増改築、改修、建替え、新築の場合は工事の着工までに、住宅の購入（中古住宅を含む）の場合は契約締結までに、補助金交付申請書に必要書類を添付の上、持参又は郵送により山口県土木建築部住宅課まで提出してください。

《添付書類》

- (1) 住民票の写し（祖父母と親子の現住所が確認できるもの）
- (2) 戸籍謄本等（祖父母と親子の続柄が確認できるもの）
- (3) 子を妊娠中の場合は母子健康手帳の写し（保護者の氏名が確認できるページ）
- (4) 工事請負契約書、売買契約書等の新築等に係る契約書の写し（住宅及び中古住宅の購入の場合は、見積書を添付することとし、契約書の写しについては、補助金交付決定後に契約締結したものを別途提出すること。増改築、改修、建替え、新築の場合で、交付申請の段階で未契約のものは、見積書を添付すること。契約書の写しについては、契約締結後に別途提出のこと。）
- (5) 設計書、仕様書の写し（新築等の内容及び新築等に要した費用の内訳が確認できるもの）
- (6) 敷地配置図、各階平面図等の写し（新築等の内容が確認できるもの）
- (7) 新たに住宅を建築する敷地に既設の住宅が存することが確認できる書類（建替えの場合に限る）
- (8) 耐震性を有することを証する書類（増改築、改修又は中古住宅の購入の場合に限る）
- (9) 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有することを証する書類（住宅が土砂災害特別警戒区域内に存する場合に限る）
- (10) 登記事項証明書（住宅の所有者が確認できるもの。増改築又は改修の場合に限る）
- (11) 併用住宅の場合は、住宅部分と住宅以外の部分が確認できる図面
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 申請期間

交付申請書の受付順に交付要件等への該当を審査し、交付要件等を満たす場合に交付決定します。交付決定の総額が予算額に達した段階で、受付を終了します。

《申請先（お問合せ先）》

山口県 土木建築部 住宅課 住宅企画班

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

E-mail : a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

電話 : 083-933-3874

FAX : 083-933-3899

市町が行っている支援

令和2年3月現在、市町が行っている三世代同居・近居に対する支援の概要です。

令和2年度以降の支援については、各市町にお問い合わせください。各市町のホームページに、交付要綱等が掲載されており、申請書式をダウンロードできます。

市町の事業のページの検索

〇〇市(町) 同居 補助

検索

令和元年度 萩市 住まいの資金助成事業

萩市内で自らが所有または取得し居住するもので、市内施工業者を利用し、萩地域木材を利用した新築、既存住宅のリフォームを行う場合に予算の範囲内で、その経費の一部を助成します。子育て世帯や三世代同居・近居のための空き家リフォームには助成額等の加算を行います。

◆補助対象者

市の住民基本台帳に登録、または登録予定で、次のすべてに該当する方

- (1) 住宅の所有者または取得者で現に居住している方。新築もしくは空き家にあっては1年以内に居住する方。
- (2) 住宅の所有者および同一世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと。
- (3) 世帯の総所得金額の合計が1,000万円未満であること。
- (4) 住宅の所有者および同一世帯に属する方全員が暴力団員の構成員でないこと。

◆補助対象工事

市内で自らが建築主として居住するため萩地域木材（柱材等）を10立法メートル以上使用する住宅の新築、または自らが所有もしくは取得し居住するための既存住宅のリフォームで、次に該当する工事。

- (1) 市内に主たる営業所を有し、市税を滞納していない施工業者によるもの。
- (2) リフォームにあっては工事に要する経費が10万円以上（消費税を除く。）の工事。
- (3) 補助金交付決定前に着手していない工事。
- (4) 市が実施する他の補助等と重複していない工事（木造住宅耐震改修補助事業は除く。）。
- (5) 令和2年3月15日までに完了する工事。

◆補助金の額

○新築タイプ補助額

	単位	上限額
地域木材を10立方メートル以上使用した新築	1棟あたり	30万円
加算 子育て世帯又は新たな三世代同居・近居に該当するもの	1棟あたり	+20万円
加算後の上限額		50万円

○リフォームタイプ補助額

	補助率	上限額
一般的なリフォーム（工事の経費が10万円以上）	10%	10万円
加算 子育て世帯又は新たな三世代同居・近居に該当するもの	+10%	+20万円
加算 空き家を取得しリフォームするもの	+10%	+20万円
加算 地域木材を10平方メートル以上使用する部分（※）		+5万円
加算後の上限補助率・上限額	+30%	30万円

※地域木材を使用する部分の費用に対し10%の補助率とする。

◆申請方法

所定の様式に記入し、必要書類（金額や工事内容が証明出来るものの写し、工事前の写真等）を添えて提出してください。その他、詳細はお問い合わせください。

《申請先（お問合せ先）》

萩市 土木建築部 建築課
指導・審査係

〒758-8555 山口県萩市大字江向510番地
電話：0838-25-3693 FAX：0838-25-4011
ホームページ：www.city.hagi.lg.jp/

令和元年度 防府市 三世代同居定住促進事業補助金

防府市では、市外からの転入による多世代家族の定住を促進するため、三世代で同居する住宅の新築や購入、増改築等に要する費用の一部を補助します。

◆主な要件

- ①平成31年4月15日以後に防府市に事業認定を申請し、事業の認定がされた者。
- ②令和2年3月31日までに事業完了実績報告書兼補助金交付申請書が提出できること。
- ③事業認定がされた後に、新たに市内で三世代同居を始める世帯（2世帯住宅等含む）で、かつ、三世代同居にあたって市外から転入する者がいる世帯であること。（市外から三世代世帯の転入も可）
- ④親と子と孫等の三世代以上で構成される世帯で、かつ、小学生以下の者（出産予定の子を含む）を含む世帯であること。
- ⑤平成30年4月1日以後に工事請負契約や売買契約等を締結し、三世代世帯の構成員のいずれかの名義で所有権保存または移転登記された住宅（登記を伴わない工事請負契約を除く）であること。
- ⑥三世代同居するための住宅の新築・購入・増改築・リフォームであり、かつ、工事請負金額または売買金額が300万円以上（消費税及び地方消費税を除く）であること。
- ⑦補助対象となる住宅が耐震性を有する住宅であること。
- ⑧補助対象となる住宅が土砂災害に対する安全性を有する住宅であること。など

◆補助金の額

対象経費（工事請負金額または売買契約額）の10分の1（千円未満は切捨て）で50万円を上限とします。

※リフォーム工事は補助対象とならないものがあるため事前相談をお願いします。

◆申請方法

補助金受給にあたっては、まず、補助金の対象事業となる旨の事業認定が必要です。

※詳しくは、建築課ホームページもしくは窓口に掲載してある「防府市三世代同居定住促進事業補助金交付要綱」をご覧ください。

◆住宅ローン【フラット35】の金利優遇

三世代同居定住促進事業の利用者は、【フラット35】子育て支援型を利用し、次の要件を満たす場合、金利の優遇措置（当初5年間の金利を0.25%引下げ）を受けることができます。

- ・親と子と孫等の三世代以上で構成される世帯であること
- ・同居する子が申込時点で小学校修了前であること（妊娠中の場合も含む）
- ・住宅の床面積が75㎡以上であること

《申請先（お問合せ先）》

防府市 土木都市建設部
建築課 庶務係

〒747-8501 山口県防府市寿町7番1号
電話：0835-25-2390 FAX：0835-25-8863
ホームページ：<https://www.city.hofu.yamaguchi.jp/>

令和元年度 長門市 三世代同居住宅支援事業補助金

世代間で互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、子育てしやすい環境づくりを目指すため、令和元年度から新たに「三世代同居推進事業」をスタートしました。

◆補助対象者

- (1) 市内で新たに三世代同居を始められる世帯（小学生以下の者を含む世帯）で、三世代同居対応のための住宅取得又は既存住宅の増改築等を行う者
※「三世代」とは、親子及び子の祖父母をいいます。
※「同居」とは、親子と子の祖父母が同一の住宅に居住することをいいます。
- (2) 補助金申請年度の初日（4月1日）以降に契約締結し、補助金申請年度の末日（3月31日）までに三世代同居を開始する者
- (3) 住宅の所有者は、三世代同居を行う世帯員であること
- (4) 世帯員のいずれもが、市税等を滞納していないこと
- (5) 世帯員のいずれもが、暴力団員でないこと
- (6) これまでにこの補助金の交付を受けていないこと
- (7) 市が実施する他の助成を受けていないこと

◆補助対象工事等

三世代同居を始めるために行う次のいずれかの工事等に該当すること

- (1) 新築又は市内にある住宅（中古住宅を除く。）の購入
- (2) 既存住宅の増改築又は改修
- (3) 市内にある中古住宅の購入
※「既存住宅」：親子または子の祖父母が現に居住している市内にある住宅
※「増改築」：既存住宅の床面積を増やす工事又は間取りを変更する工事
※「改築」：既存住宅の台所、浴室、洗面所、トイレの設備の修繕、取替等に関する工事
※「中古住宅」：人が住んだことのある住宅又は建設工事完了から1年を経過した住宅

◆補助対象費用

補助対象工事等に要した費用のうち次に掲げる額の部分は除く。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 外構の工事にかかる費用
- (3) 併用住宅における住宅部分以外にかかる費用
- (4) その他市長が補助対象費用として適当でないとする費用

◆補助金の額

補助対象費用の1/2以内（限度額は下表のとおり）

新築または住宅（中古住宅を除く。）購入	上限200万円
既存住宅の増改築または改修	上限100万円
中古住宅の購入	

◆住宅ローン【フラット35】の金利優遇

この補助金の利用者は、【フラット35】子育て支援型を利用し、次の要件を満たす場合、金利の優遇措置（当初5年間の金利を0.25%引下げ）を受けることができます。

- ・補助金交付要綱に規定する三世代が新たに住宅を取得し、同要綱に規定する同居を行うこと
- ・住宅の床面積が100平方メートル以上であること
- ・入居後5年間、同居状況の確認に協力できること

《申請先（お問合せ先）》

長門市 建設部
建築住宅課 住宅係

〒759-4192 山口県長門市東深川1339番地2

電話：0837-23-1186 FAX：0837-22-5155

ホームページ：https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/

令和元年度 美祢市 三世代同居等促進事業補助金

美祢市では、親子の相互扶助を促進するため、市内において住宅を取得された場合や、市内への転入により、三世代が同居又は近居になった場合に補助金を交付します。

※「近居」とは、親の世帯と子の世帯が居住する住宅が同一行政区内か、又は、両住宅間の直線距離が1キロメートル以内とします。また、いずれかの世帯に「孫が同居」してはいけません。

◆補助要件

平成28年4月1日以降に、次のいずれかに該当し、その状態から6か月以上経過していること。

- (1) 親、子のいずれかが居住するための住宅を市内において取得（新築・中古物件購入）
- (2) 親、子、孫のいずれかの転入（賃貸住宅入居可）により同居又は近居となった

※市内転居（住宅取得の場合は除く。）により三世代同居や近居となった場合は、交付対象とはなりません。

※既に三世代同居・近居となっている場合は、交付対象とはなりません。

◆申請者

親又は子とします。

◆補助金額

補助金額は30万円とし、3回に分割し、毎年度1回交付します。

毎年度交付する補助金のうち、3万円は美祢市商工会が発行する商品券とします。

◆その他

- (1) 孫は、中学生以下とします。（補助金交付申請時）
- (2) 3年間のうちに、親、子、孫のいずれかが欠けた場合、補助要件に該当しなくなった場合は、補助金の交付をしません。
- (3) 申請期間は、転入又は市内において親、子のいずれかが新たに居住するための住宅を取得してから6か月以上経過し、1年以内とします。ただし、申請開始までに補助要件に該当しなくなった場合は補助対象になりません。

◆「すんでみーね。住まい応援事業補助金」との併用

「すんでみーね。住まい応援事業補助金」の対象となる場合は、併用が可能です。

※美祢市内において、令和4年3月31日までに住宅を取得された方で、補助要件を満たす市民に交付する補助金です。

◆住宅ローン【フラット35】の金利優遇

「三世代同居等促進事業補助金」の利用者は【フラット35】子育て支援型を利用し、次の要件を満たす場合、金利の優遇措置（当初5年間の金利を0.25%引下げ）を受けることができます。

事業名	要件
子育て支援型 （同居）	・美祢市内に新たに三世代同居のための住宅を取得すること ・取得する住宅の床面積が70㎡以上であること
子育て支援型 （近居）	・美祢市内に新たに三世代近居のための住宅を取得すること

《申請先（お問合せ先）》

美祢市 総合政策部
企画政策課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分326-1
電話：0837-52-1112 FAX：0837-53-1959
ホームページ：https://sundemine.jp/



令和元年度 田布施町 住宅取得支援事業

田布施町では、子育て世代や親元同居・近居する人の住宅取得を応援するため、町内に住宅を新築・中古購入する方で、要件に該当する場合に町内で利用できる商品券を交付しています。

平成31年度より「お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業」に加え、これまでの制度を拡充し商品券交付額の加算条件を変更した「子育て住まいる支援事業」を新設しました。

また、独立行政法人住宅金融支援機構と協定を結んだことにより、「フラット35 子育て支援型」の利用が可能となりました。

お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

◆主な要件

- ①令和元年度末までに住宅登記の完了を予定
 - ②住宅の持分が申請世帯の合計で2分の1以上
 - ③住宅の新築、中古住宅の購入を行うこと
- ※その他要件の詳細はお問い合わせ下さい。

◆助成内容

地元で使える商品券5万円分を交付。

※加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。

【加算要件】

- ・住民異動により町外から町内に転入する場合 →10万円分加算

子育て住まいる支援事業

◆主な要件

- ①中学生以下の子を扶養
 - ②令和元年度末までに住宅登記の完了を予定
 - ③住宅の持分が申請世帯の合計で2分の1以上
 - ④住宅の新築、中古住宅の購入を行うこと
- ※その他要件の詳細はお問い合わせ下さい。

◆助成内容

地元で使える商品券5万円分を交付。

※加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。

【加算要件】

- ・住民異動により町外から町内に転入する場合 →10万円分加算
- ・町内に親世帯が5年以上在住しており、同居・近居する場合→5万円分加算
- ・中学生以下の子を2人以上扶養している場合
 - 2人→5万円分加算
 - 3人以上→さらに5万円分加算

注意事項

以下の人は対象外となります。

- ・過去に実施した同事業（子育て世代住宅取得商品券交付事業を含む）で交付を受けた人
- ・国や地方公共団体が行う用地買収等での新築や移転を行った人
- ・災害などに伴う保険給付により新築や移転を行った人
- ・増築や住宅改修を予定している人

（注 1）子育て住まいの支援事業と親元同居・近居住宅取得支援事業の併用はできません。

（注 2）山口県が実施する支援事業とは異なる事業です。

（注 3）過去に実施した同事業とは要件が異なる場合があります。詳細はお問い合わせください。

フラット35 子育て支援型

◆主な要件

①子育て住まいの支援事業において、以下の加算要件のいずれかに該当

- ・中古住宅を購入し、中学生以下の子を2人以上扶養している場合
- ・中古住宅を購入し、住民異動により町外から町内に転入する場合
- ・中学生以下の子を2人以上扶養し、住民異動により町外から町内に転入する場合
- ・中学生以下の子を2人以上扶養し、町内に親世帯が5年以上在住しており、同居・近居する場合
- ・住民異動により町外から町内に転入し、町内に親世帯が5年以上在住しており、同居・近居する場合
- ・中学生以下の子を2人以上扶養し、町内に親世帯が5年以上在住しており、住民異動により町外から町内に転入する場合

※その他要件の詳細はお問い合わせ下さい。

◆制度内容

上記の要件を満たせば、全期間固定金利型住宅ローン【フラット35】の借入金利を、当初の5年間、0.25%引き下げる。

※その他要件の詳細はお問い合わせ下さい。

申請方法

町役場企画財政課企画係で事前相談を行ってください。（申請対象者には面談後に書類を配布）

《申請先（お問合せ先）》

田布施町役場
企画財政課企画係

〒742-1592 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地 1
電話：0820-52-5803 FAX：0820-53-0140
ホームページ：http://www.town.tabuse.lg.jp

令和元年度 平生町 若者定住促進住宅事業

平生町内に定住を希望する若者世帯（ひとり親世帯を含む）および三世代で同居・隣居を希望する人のマイホーム取得に対して、助成金を交付します。

◆対象世帯の要件

- (1) 夫婦いずれか、もしくは子と同居・扶養しているひとり親世帯の親が、マイホーム引渡し時に、40歳以下であること（三世代同居・隣居は除く）
- (2) 町内にマイホームを取得し、居住または三世代で同居・隣居すること
- (3) 住民登録を行い、永住または10年以上マイホームに居住する意思があること
- (4) 入居者が暴力団員等でないこと
- (5) 市町村税を滞納していないこと

◆対象住宅

- (1) 平成27年4月1日以降に引渡しを受けたもの
- (2) 居住を目的とし、玄関、居室、便所、台所、風呂を備えていること
- (3) マイホーム取得に要した費用が50万円以上であること
- (4) 【三世代同居をするため既存住宅をリフォームする場合】町内の建設業者による施工が必要です。

◆申込方法

マイホーム建設・購入・リフォームの契約を締結したのちに、所定の様式に必要な書類を添えて提出してください。

◆補助金の額

予算の範囲内で、次のとおり助成します。

※①と②をあわせて申請することはできません。

- ①若者世帯（夫婦と子からなる世帯、夫婦のみの世帯またはひとり親世帯）が単独でマイホームを取得する場合

マイホームの取得（新築、建売住宅、中古住宅の購入）	20万円（佐賀地区の場合：50万円）
世帯の子 ※町外からの転入世帯のみ	中学校就学前の1人目 5万円（佐賀地区の場合：10万円） 2人目以降（1人につき） 10万円（佐賀地区の場合：20万円）
軽自動車（住所変更・新規登録）※町外からの転入世帯のみ	1台につき2万円

- ②三世代で同居・隣居する場合

マイホームの取得（新築、建売住宅、中古住宅の購入、既存住宅のリフォーム）	50万円
--------------------------------------	------

◆住宅ローン【フラット35】の金利優遇

若者定住促進住宅事業を利用する人に対して、次の要件を満たす場合、住宅ローン【フラット35】の金利の優遇措置（当初5年間の金利を0.25%引下げ）を受けることができます。

事業名	要件
子育て支援型 （若年子育て世帯による住宅取得）	・ 中学校就学前の扶養する子がいること ・ 夫婦いずれかが40歳以下であること
子育て支援型 （三世代同居・隣居による住宅取得）	・ 中学校就学前の扶養する子がいること ・ 住宅の床面積が75㎡以上であること ※既存住宅のリフォームは対象となりません。
地域活性化型（UJターンによる住宅取得）	・ 町外から平生町に転入し、住宅を取得すること

《申請先（お問合せ先）》

**平生町地域振興課
まちづくり推進班**

〒742-1195 山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1
電話：0820-56-7120 FAX：0820-56-7121
ホームページ：http://www.town.hirao.lg.jp/

国等による支援

地域型住宅グリーン化事業

本事業は、流通業者、建築士事務所、中小工務店等が連携して取り組む省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備や、これと併せて行う三世代同居への対応等に対して、国が補助するものです。

グループの構築

関連事業者の連携体制の構築

- 建築士事務所
- 中小工務店
- 建材流通事業者
- プレカット事業者
- 製材事業者
- 原木供給者

共通ルールの設定

- 地域型住宅の規格・仕様
- 資材の供給・加工・利用
- 積算・施工方法
- 維持管理方法
- その他、グループの取組

地域型住宅・建築物の整備

補助対象（住宅）のイメージ

補助対象（建築物）のイメージ

長寿命型 長期優良住宅	補助限度額 110万円/戸 ※1
高度省エネ型 認定低炭素住宅	110万円/戸 ※1
性能向上計画認定住宅	110万円/戸 ※1
ゼロ・エネルギー住宅	140万円/戸 ※2
※1 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額100万円/戸	
※2 4戸以上の施工経験を有する事業者の場合、補助限度額125万円/戸	
・地域材加算 …… 主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に地域材を使用する場合、20万円/戸を限度に補助額を加算	
・三世代同居加算 …… 玄関・キッチン・浴室又はトイレのうちいずれか2つ以上を複数箇所設置する場合、30万円/戸を限度に補助額を加算	
省エネ改修型	R1年度拡充
省エネ性能が一定程度向上する断熱改修	50万円/戸
優良建築物型	認定低炭素建築物など一定の良質な建築物
	1万円/m ² （床面積）

出典:令和元年度地域型住宅グリーン化事業説明会資料

◆補助対象となる木造住宅及び補助限度額

①長寿命型（長期優良住宅：木造、新築）	110万円/戸
②高度省エネ型（認定低炭素住宅：木造、新築）	110万円/戸
③高度省エネ型（性能向上計画認定住宅：木造、新築）	110万円/戸
④高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅：木造、新築および改修）	140万円/戸

◆①～④について次の要件を満たす場合の加算額（上限）

主要構造材（柱・梁・桁・土台）の過半に「地域材」を使用する場合	20万円/戸
三世代同居対応型住宅（キッチン、浴室、トイレ、玄関のうち、いずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置する場合）	30万円/戸

この事業は、年度ごとに採択されたグループが建設する住宅に対して、国の予算の範囲内で補助が行われるものです。**地域型住宅として認定された住宅を、供給グループ内の住宅生産者で建設する場合に、住宅生産者を通じて建築主に還元されます。**長寿命型又は高度省エネ型の補助を受ける場合に限り、三世代同居加算を受けることができます。

詳しくは、採択されたグループにお問い合わせください。

採択されたグループの確認はこちら

採択されたグループの確認など、詳しくは

地域型住宅グリーン化事業

検索

三世代同居・近居に対する支援

52

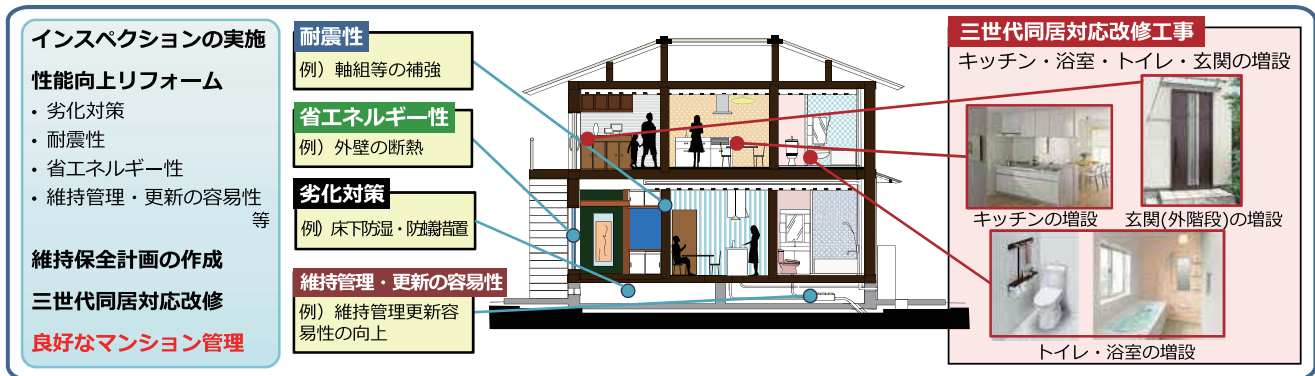
長期優良住宅化リフォーム推進事業

1. 目的

質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や三世帯同居など複数世帯の同居の実現に資するリフォームを推進する。

2. 要件

- ① リフォーム工事前に**インスペクションを行う**とともに、**維持保全計画及びリフォームの履歴を作成**すること。
- ② リフォーム工事後に次のa及びbの性能基準を満たすこと。
(※若者が既存住宅の購入に伴ってリフォーム工事を実施する場合、要件bは適用しない)
 - a. **劣化対策及び耐震性(新耐震基準適合等)**の基準
 - b. 省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、高齢者等対策(共同住宅)、可変性(共同住宅)のいずれかの基準
- ③ ② a、bの性能項目のいずれかの**性能向上に資するリフォーム工事、三世帯同居対応改修工事、良好なマンション管理対応工事**のいずれかを行うこと。



3. 補助事業者

- 以下のいずれかの事業者
- ・ **リフォーム工事の施工業者**
(発注者を共同事業者とします。発注者は補助事業者になることはできません。)
 - ・ **買取再販業者**

4. インスペクション結果の反映

インスペクションで劣化事象等不具合が指摘された場合、以下のいずれかの措置をとること。

- a. **リフォーム工事の内容に含めて改修**
※ 評価基準に規定されている著しい劣化事象及び雨漏りが生じている部分については要補修
- b. **維持保全計画に補修時期又は点検時期を明記**

5. 補助対象

1) 長期優良住宅化リフォーム工事に要する費用

① 特定性能向上工事

以下の性能項目の基準を満たすための性能向上工事

- a. 劣化対策
- b. 耐震性
- c. 維持管理・更新の容易性
- d. 省エネルギー対策
- e. 高齢者等対策(共同住宅のみ)
- f. 可変性(共同住宅のみ)

② その他性能向上工事

①以外の性能向上工事

- ・ インスペクションで指摘を受けた箇所の改修工事(外壁、屋根の改修工事等)
- ・ バリアフリー工事
- ・ 環境負荷の低い設備への改修
- ・ 一定水準に達しないc～fの性能向上に係る工事 等

※ただし、①の工事費を限度

2) 三世帯同居対応改修工事に要する費用

キッチン・浴室・トイレ・玄関の増設に係る工事

※ただし、工事完了後、いずれか2つ以上が複数か所あること

3) 良好なマンション管理対応工事に要する費用

学識経験者等からなる評価委員会において良好なマンション管理に資するものとして認められた工事

4) インスペクション等に要する費用

- ・ インスペクション費用
- ・ リフォーム履歴作成費用
- ・ 維持保全計画作成費用
- ・ **長期修繕計画作成費用※1**
- ・ リフォーム瑕疵保険の保険料

※1 良好なマンション管理対応工事を補助対象とする場合のみ

補助対象外の工事

- ・ 単なる設備交換
- ・ 間取り変更工事
- ・ 内装工事
- ・ 意匠上の改修工事

6. 事業タイプ・リフォーム後の性能

- ◆ **住宅性能の基準** **認定基準**：長期優良住宅（増改築）認定を取得するための基準
評価基準：認定基準には満たないが一定の性能確保が見込まれる水準

事業タイプ	評価基準型	認定長期優良住宅型	高度省エネルギー型
リフォーム後の住宅性能 ※1、※2	性能項目のうち、劣化対策、耐震性及びその他の項目の中で1項目以上について評価基準に適合するもの※3	所管行政庁から長期優良住宅（増改築）の認定を受けるもの →全ての性能項目で認定基準に適合することが必要	左記の認定を受け、かつ、一次エネルギー消費量が省エネ基準比20%削減されるもの※4

- ※1 リフォーム後の住宅性能のグラフは戸建住宅の場合の一例を示す。共同住宅の場合は、性能項目に高齢者対策と可変性が追加される
 ※2 リフォーム前に基準を満たしている場合は、特定性能向上工事の実施を必須とするものではない
 ※3 若者が既存住宅の購入から1年以内にリフォーム工事を着手する場合は、劣化対策及び耐震性について評価基準に適合すればよい
 ※4 一次エネルギー消費量は太陽光発電による削減量を反映しない（控除しない）ものとする

7. 補助額・補助限度額

事業タイプ	評価基準型	認定長期優良住宅型	高度省エネルギー型
補助限度額	100万円/戸	200万円/戸	250万円/戸
三世帯同居対応改修工事を実施する場合	(150万円/戸)	(250万円/戸)	(300万円/戸)
補助額 (工事費分)	①単価積上方式で算出した額 ②補助対象工事費に1/3を乗じた額 (住宅単位でいずれか選択)	①単価積上方式で算出した額 ②補助対象工事費に1/3を乗じた額 (住宅単位でいずれか選択)	② 補助対象工事費に1/3を乗じた額
補助額 (インスペクション費用等)	要した費用に1/3を乗じた額（限度額あり）		

出典:平成31年度長期優良住宅化リフォーム推進事業説明会資料

この事業の申込みをする者（補助事業者）は、リフォーム工事の施工業者又は買取再販業者です。補助金は、リフォーム工事の発注者又は買取再販住宅の購入者に還元されます。

詳しくは、長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局のホームページをご覧ください。

長期優良住宅化リフォーム推進事業

検索

所得税特例措置（同居対応住宅リフォーム）

三世同居に対応した住宅リフォームを行うと、要件を満たす場合は税の優遇（所得税額の控除）を受けることができます。同居対応住宅リフォームの所得税控除には、「投資型減税」と「ローン型減税」があり、適用要件を満たす改修工事を行った場合、税務署への確定申告で必要な手続きを行うと、所得税の控除を受けることができます。

なお、証明書の作成が必要となりますので、リフォーム会社に相談してください。

◆対象となる工事（「投資型減税」「ローン型減税」共通）

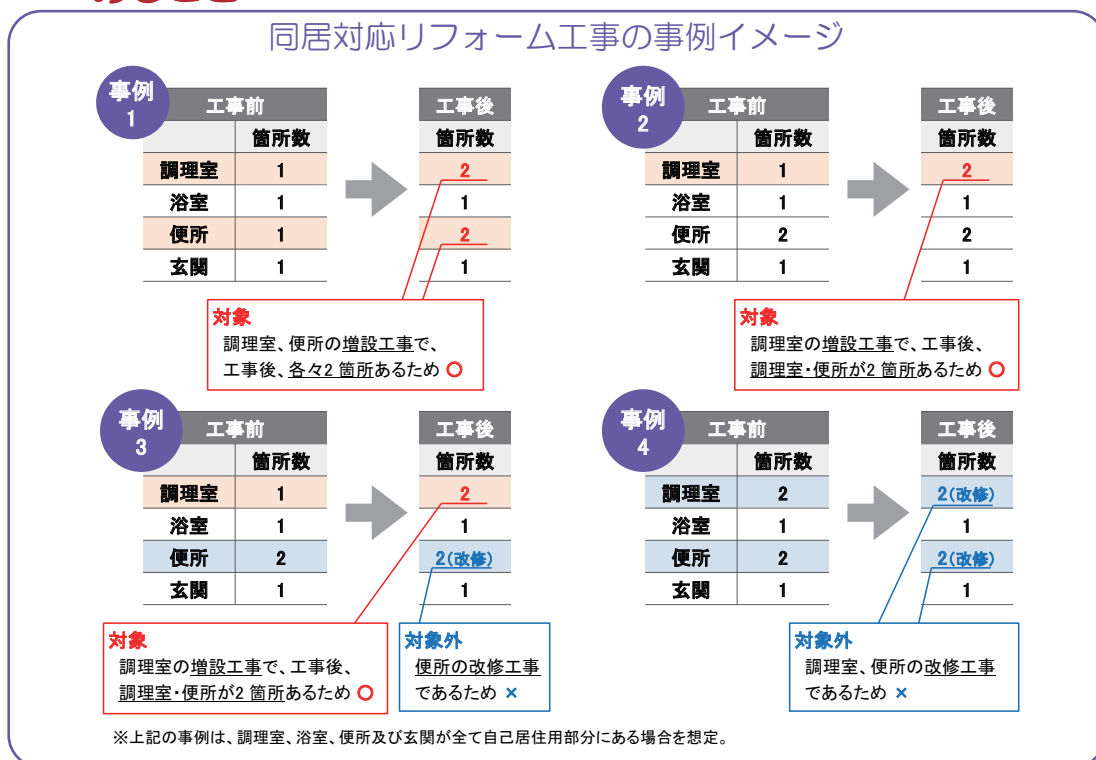
1. 次のいずれかに該当する工事

- ① 調理室を増設（ミニキッチン（長さ1.5m程度）でも可）
- ② 浴室を増設（シャワー専用室でも可）
- ③ トイレを増設
- ④ 玄関を増設

2. 対象となる同居対応改修

標準工事費用から補助金等を控除した額が50万円超（税込）であること

3. 改修工事後、その者の居住の用に供する部分に調理室、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2以上の室がそれぞれ複数あること



出典:住宅リフォーム推進協議会パンフレット

◆住宅等の要件（「投資型減税」「ローン型減税」共通）

- a. 自ら所有し、居住する住宅
- b. 店舗併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が居住用であること
- c. 改修工事完了後6ヶ月以内に入居すること
- d. 床面積が50㎡以上あること
- e. 合計所得金額が3,000万円以下であること

◆適用期間

平成28年4月1日～令和3年12月31日

◆控除期間・控除額

投資型減税の場合

控除期間	1年 改修工事を完了した日の属する年分
最大控除額	25万円
控除額	= ①、②のいずれか少ない額 × 10%
①国土交通大臣が定めるリフォームの種類別の標準的な工事費用相当額－補助金等※ ②控除対象限度額250万円	

ローン型減税の場合

控除期間	改修後、居住を開始した年から5年
最大控除額	62.5万円（12.5万円／年×5年間）
控除額	= ① ①、②のいずれか少ない額 × 2%
①対象となる改修工事費用－補助金等※ ②控除対象限度額250万円	
+ ② ①以外の改修工事費用相当分の年末ローン残高 × 1%	

※「補助金等」とは、同居対応改修工事を含む住宅の増改築等工事の費用に関し、国または地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これに準ずるものをいいます。

（参考）他の所得税減税制度との併用の組合わせ

		所得税									
		投資型減税					ローン型減税				住宅ローン減税
		耐震	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	バリアフリー	省エネ	同居対応	長期優良住宅化	
所得税	投資型減税	耐震		○	○	○	×	○	○	○	○
		バリアフリー	○		○	○	○	×	×	×	×
		省エネ	○	○		○	×	×	×	×	×
		同居対応	○	○	○		○	×	×	×	×
		長期優良住宅化	×	○	×	○		×	×	×	×
	ローン型減税	バリアフリー	○	×	×	×	×		○	○	×
		省エネ	○	×	×	×	×	○		○	×
		同居対応	○	×	×	×	×	○	○		×
長期優良住宅化		○	×	×	×	×	○	×	○		
住宅ローン減税		○	×	×	×	×	×	×	×		

出典:住宅リフォームガイドブック

URの「近居割」制度（近居促進制度）

この制度は、UR賃貸住宅に入居する際に、子育て世帯や高齢者などの支援を必要とする世帯とその家族（親または子、兄弟姉妹など）がお互いに近い距離に住む（＝近居する）こととなった場合、新たにUR賃貸住宅に入居する世帯の家賃を割り引く制度です。

◆近居割の利用条件

近居割を利用するためには、以下の①～③の3つの条件を全て満たすことが必要です。

条件①：近居条件

「近居」の具体的な距離や範囲の条件です。当条件は、近居を特に推進するエリアとしてURが指定したエリア（基本的には、市区町村単位で対象エリアを設定）内での近居か否かによって条件内容が異なります。

※山口県下は『新下関』団地が近居割ワイドの対象

UR指定エリア外（通常の近居割）	UR指定エリア内（近居割ワイドエリア）
<p>入居するUR賃貸住宅から半径2km圏内のUR賃貸住宅に近居相手が居住していることが必要です。</p> <p>▼姉夫婦を支援するため、近居割を利用してURに入居したい。</p> <p>妹 (近居相手) UR賃貸に入居中の子育て世帯</p> <p>近居割で新規入居OK</p> <p>UR賃貸</p> <p>半径2km以内限定</p> <p>UR賃貸限定</p>	<p>指定エリア内での近居では、近居相手の条件が緩和されます。</p> <p>◎エリア内の近居相手の住居はUR賃貸以外（持家等）もOK</p> <p>◎エリア内の近居相手との距離が2km超でも「近居」として扱う。</p> <p>▼高齢の両親を支援するため、近居割を利用してURに入居したい。</p> <p>(近居相手) 持家に居住中の高齢者世帯</p> <p>子 (近居相手) UR賃貸に入居中の子育て世帯</p> <p>近居割で新規入居OK</p> <p>指定エリア内での近居なら2km超でもOK</p> <p>UR賃貸</p> <p>UR賃貸を含むあらゆる住宅OK</p>

出典:UR都市機構九州支社資料

条件②：優遇世帯条件

近居し合う世帯のうち、どちらか一方又はその両方が子育て世帯、高齢者又は障がい者などの支援を必要としている方を含む世帯であることが必要です。

条件③：親族条件

近居し合う親族同士の関係が次のいずれかに該当することが必要となります。

- ① 直系血族（親・子・孫など）又は兄弟姉妹
- ② ①以外の親族の場合は、扶養している（又は扶養を受けている）3親等内の親族

◆近居割の割引率について

平成30年4月1日以降に入居される方の割引率等

割引率	5%
最長減額期間	入居から5年間 (近居割利用条件を満たさなくなった場合は5年以内でも割引終了)

リフォームに係る支援措置

住宅のリフォームについては、ここで紹介した三世代同居に対応した長期優良住宅化リフォーム推進事業や所得税特例措置以外にも、様々な支援措置があります。

住宅リフォーム推進協議会のホームページには、リフォームに関する様々な情報が掲載されています。また、地方公共団体が実施する住宅リフォーム支援制度も検索できます。

当協議会は、リフォームに関連する社団法人、財団法人、公共団体等を会員とし、相互に連携を図りながら、住宅リフォームの推進に向けた事業を展開しています。

▼リフォームに関する情報満載

リフォーム事業者の方はこちら
住宅リフォームに関連する事業者向けに、各種セミナーやリフォーム契約に関連する情報などを提供しています。

リフォームをお考えの方はこちら
ご自宅などのリフォームをご計画の消費者のみならず、リフォームに関連する減税制度や、リフォームポイント、各種イベントなどをご案内します。

※「増改築等工事証明書」の詳細をお知りになりたい方はここをクリックしてください。

▼人気のお役立ちコンテンツ

セミナー・イベント情報
リフォームの減税制度
刊行物案内
地方公共団体における住宅リフォーム支援制度検索サイト

住宅リフォーム事業者団体 国土交通大臣登録
安心リフォームの証。
このマークがある事業者を選んでください。

住まい選びの新基準。安心R住宅



支援制度の他「まんがでわかるリフォームの進め方とポイント」「リフォームで何ができる」など、リフォームについて消費者に分かりやすく解説した「住宅リフォームガイドブック」をダウンロードできます。

住宅リフォーム推進協議会のホームページ

<http://www.j-reform.com/>

住宅リフォーム推進協議会

検索